

再犯予防及び刑の個別化に関する法案第一四一三号 提案理由書

井上, 宜裕
九州大学大学院法学研究院 : 教授

<https://doi.org/10.15017/1957718>

出版情報 : 法政研究. 85 (1), pp.239-250, 2018-07-13. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

再犯予防及び刑の個別化に関する法案 第一四一三号提案理由書

井上宜裕（訳）

はしがき

再犯予防及び刑の個別化に関する法案第一四一三号提案理由書

はしがき

本資料は、二〇一三年一月九日、Jean-Marc AY-RAULT首相の名で、国璽尚書・司法大臣Christiane TAUBIRAによつて国民議会に提出された、「再犯予防及び刑の個別化に関する法案第一四一三号」¹⁾の提案理由書を翻訳したものである。

本法案は、若干の修正を経て、「刑罰の個別化及び刑事制裁の効率性向上に関する二〇一四年八月一五日の法律第二〇一四―八九六号」²⁾として成立する。その中には、保護観察刑である「刑事強制」や必要的仮釈放である「強制下

釈放」等、フランスの社会内処遇の根幹に関わる内容が含まれている。

上記の両制度は、日本の社会内処遇にとつて示唆的であり、これらの制度の提案理由を分析することはきわめて有益であるように思われる。

以下、本法案を翻訳して紹介する。

再犯予防及び刑の個別化に関する法案第一四一三号提案理由書

皆様、

政府は、再犯予防を刑事政策の最重要課題の一つとし、本改正によつてフランス人の安全強化を欲しています。

刑罰法は、近年、しばしば、現状に応じて、全体の整合性のないまま、何度となく修正されました。刑罰法は、特に複雑になり、ときには相反することもあり、刑罰法を支配する諸原理、とりわけ、刑の個別化の原理に鑑みて異論の余地があるものとなりました。相次ぐ改正が、よりよく再犯のリスクを予防し、新たな犠牲を回避するために、その有効性を示しえなかったことを認めざるをえないのです。この改正を練り上げるために政府によつて採用されたア

ブローチは、再犯予防に関する現状認識に基づくもので、関係する全ての当事者を結びつけました。再犯予防は、司法省の活動にのみ属するものではありません。治安警察や、社会的・職業的統合、雇用及び居住に関わる人々、そして、当然ながら、厚生部門が、被有罪宣告者の社会再統合、及び、社会の他の者と調和し一般原則を尊重する生活に向けた発展において、本質的役割を果たしています。

司法省は、二〇一二年九月から二〇一三年二月にかけて、再犯予防に関するコンセンサス会議の革新的形態の下、幅広い協議を組織しました。まず、司法省が着手したのは、刑事的副作用の有効性を評価することが不可欠であって、その領域における科学的研究は不完全で、現存する法律及び規則の妥当性を評価するにはあまりにも限定的であることを確認することでした。司法省は、認識の現場明細書を作成し、再犯のリスクをよりよく予防するよう新たな公共政策を構築するため、これらの問題に関する省察が、独立した形で、外国の経験に基づいて行われることを望んでいます。

コンセンサス会議の準備は、上級司法官によって主宰され、地方議員、研究者、フランス及び外国の大学教員、アソシエーションの代表者、並びに、司法、行刑及び警察の専

門家によって構成される、独立した組織委員会に委託されました。この委員会は、コンセンサス会議に付される主要な問題を特定し、その審査委員を指名しました。非常に実りの多い、二日にわたる専門家のヒアリングの後、コンセンサス会議の審査委員は、二〇一三年二月二〇日、以下の四つの大きな軸に関して作成された一二の勧告を含む報告書を首相に提出しました。即ち、それは、民主主義社会において処罰すること、法律上の累犯の概念を再考すること、有益な拘禁の時間を構築すること、そして、研究をよりよく連携させることの四つです。これらの勧告の中には、自動的な刑罰の廃止、拘禁と結びつくこともなくそれを参照することもない独立した新たな刑罰である刑事強制の創設、それに、とりわけ累犯被有罪宣告者の社会再統合を促進しうる規定を設置することも含まれています。

コンセンサス会議によって指導された作業の実益及び質を意識しつつ、その勧告に着想をえた政府は、再犯予防という中心の問題に関して刑罰法及びその執行の再考に取り組む本法案を練り上げる前に、新たな協議の行程を立ち上げました。この法文によって、政府は、熟慮の上かつ冷静に、刑法典及び刑事訴訟法典のいくつかの規定を再検討しようとしています。それは、宣告刑のよりよい個別化に

よって有効な再犯の予防を可能にし、裁判所が宣告しうる一連の制裁の枠内で拘禁刑を正当な位置に置く、一貫しかつ衡平な体制に到達するためです。一定の場合、刑務所は不可欠であるとしても、再犯予防におけるその有効性は、とりわけ、短期刑に関して、証明されていません。行刑施設において高い収容率が維持されているのは、代替策がなく「デフォルトで」拘禁によること、そして、主として最低刑の仕組み及び修正手続の厳格さによる、拘禁の平均期間の長期化に起因しています。

本法案は、かくして、以下のような刑罰の機能に關しその有効性を改善するために、刑罰法及びその実施態様を現代化し、明確化することを目指します。即ち、その機能とは、犯罪を行う者に制裁を加えること、及び、再犯のリスクを最大限回避し、被害者に生じた損害を賠償するため、犯罪行為者の社会体内部への再統合を可能にするよう取り組みことの二つです。同様に、本法案は、被害者にその利益に対するあらゆる侵害を司法当局に提訴することができるようにし、また、場合によっては、被害者の平穩及び安全を保障する必要性が顧慮されなければならないことを明記することによって、刑の執行期間中、被害者の権利を保障し、強化することも目的としています。

刑の執行中、法文は、同様に、よりよく被害者の保護を図るため、警察及び憲兵による被有罪宣告者に命じられる義務及び禁止の監督を強化することも定めています。改正は、二つの柱に基礎を置いています。

第一の柱は、宣告の際、刑をよりよく個別化する点にあります。このため、本法案は、以下のように規定しています。

— 個別化の可能性を制限する自動的な仕組みの廃止、
— 最も適合した刑罰を決定するため、被訴追者及びその環境をより細かく評価する法律上の手段、

— 開放環境で執行され、被有罪宣告者への適格的かつ強化された寄り添い及び監督を可能にする、新たな刑罰である刑事強制の創設。

第二の柱は、再犯リスクの予防において、有効な刑の執行過程の構築を指すことです。

プロセスの一貫性は、特に、何らのケアもない釈放と關い、五年以下の刑を宣告されかつ収容された者の監督下での釈放を可能にするための特別な手続の創設によって保証されることとなります。そして、この特別な手続は、決定の迅速性とその審理の学際性を結びつけます。

提案される立法的進展は、改正の基盤を構成しますが、

それだけでは十分とはいえず、また別の活動が政府によって開始されます。その活動は、一方で、全国または管区の公共政策によつてもたらされる一般法上の体制の中に、被有罪宣告者を再統合することを目的としています。他方で、その活動は、一般的に内閣の活動、特に行刑当局の活動態様を再編することを目指しています。社会レベルでまたその人格に関して被有罪宣告者の状況を十分に評価し、被有罪宣告者が犯罪から脱出する可能性を精確に評価するためには、専門家が自由に使えるツールを創設することが特に重要です。また、活動能力の点から社会復帰・保護観察局に割り当てられる優先的目標を特定すること、そして、行刑当局の部のさまざまな職務や、割り当てられた社会復帰及び保護観察の任務を内部で強化するこの部の組織を再定義することが特に問題となります。

さらに、本改正は、二〇一四年から、社会復帰・保護観察局内部において、有意な数の採用を伴うことでしょう。

第一編は、効果的かつ適格的な刑罰の宣告を保証するための諸規定に関するものです。

第一章は、法定刑及び刑の宣告に関する一般原則を扱っています。

第一条は、刑罰に割り当てられた刑法典第一部第三編の冒頭に、刑の目的及び機能を定義する第一三〇一条を挿入します。この基本的な問題は、実際、現行法典によつて十分には論じられておらず、現行法典は第一三二二四条で、きわめて細分化され、しかも不正確な形でこの点に言及しているにすぎません。

かくして、刑罰は、社会を保護し、再犯を予防し、かつ、被害者に認められる権利の尊重の下、社会の衡平を修復するため、次の機能をもっています。

— 被有罪宣告者に制裁を加えること、
— 被有罪宣告者の改善、社会統合、社会再統合を促進すること。

これら二つの機能は、第一三二二四条の現行規定が想起させるところとは異なり、実際、相補的で、相対立するものではありません。

第二条は、今後第一三〇一条に挙げられる刑罰の目的及び機能に応じて、判事による刑の個別化原理を改めて明確に示すことを提案するために、同法典第一三二一条を補完するものです。

第三条は、刑の修正のない施設内拘禁刑の選択につき理由づけの義務を改良するために第一三二一条を修正し、

これに伴い、先の諸条でも取り上げられていた、第一三二―二四の諸条項を、刑事訴訟法典において調整を行いつつ、削除します。

第二章は、個別化された刑の宣告を保證するための諸規定に関するものです。

第一節は、被告人の人格の認識を改良するため、刑の宣告猶予を促進する諸規定に係ります。

第四条は、刑法典第一三二―七〇一条において、制裁の宣告前に、被告人の人格及び社会的状況に関して補足的調査が必要と思われる場合に、新たに宣告猶予の可能性を創出するものです。

判事は、手続上、人格の判断要素が欠如している旨、繰り返し確認しています。人格の判断要素は、たいていの場合、対象者の申告という唯一の基礎に従い作成された、警察または憲兵の情報カードに制限されます。本規定は、司法官の手元を照らし、制裁の個別化の原則が存分に威力を發揮するために、この職務に精通し、認可された部門に委託される、徹底的な調査の実施を可能にしましょう。

第四条は、同様に、刑事訴訟法典の中に、即時出頭手続の枠内で、そのような宣告猶予を決定する裁判所に、必要な場合、対象者を移送の審理まで、司法統制処分、電視監

視付居住指定または勾留命令下に付すことを可能にする、第三九七―三二一条を挿入します。

これらの補足的調査は、とりわけ、裁判所に、特に、即時出頭で係属される際、被告有罪宣告者に適合した期間の拘禁刑を宣告し、必要な場合、半自由、外部収容もしくは電視監視によることで最初から拘禁刑に修正を付与し、または、刑事強制刑のため、拘禁刑の宣告を回避することを可能にすることでしょう。

第二節は、刑の個別化の方法によることを促進する諸規定に割り当てられています。

第五条は、刑法典、刑事訴訟法典及び犯罪少年に関する一九四五年二月二日のオールドナンス第四五―一七四号において、累犯または暴力犯罪の場合の最低刑を定める諸条項の廃止を行います。

最低刑の規定は、直接的に裁判所の個別化権限を侵害したのみで、再犯予防に何らの影響ももたず、単に過剰拘禁を悪化させただけでした。

第六条は、単純執行猶予の取消はもはや自動的ではなく、たとえ裁判所が認識していなくても、時宜を失し盲目的に介入する取消を回避するため、保護観察付執行猶予のように、新たな有罪判決を宣告する裁判所によって決定される

ことになる旨、定めています。裁判所は、かくして、自由にかつ情を知った上で、被告人の状況及び人格、行為の重大性を顧慮し、執行猶予が取り消されるべきかどうかを評価するでしょう。

法文は、同様に、相次いで宣告される保護観察付執行猶予の連鎖的な取消に終止符を打ちます。

第七条は、刑罰を宣告する場合の軽罪裁判所、または、收監されない有罪宣告の場合の刑罰適用判事に修正措置（半自由、外部収容、電視監視）の命令を可能にする拘禁刑の限度を、非累犯者については二年から一年、累犯者については一年から六ヶ月に引き下げます。これらの修正は、重い刑の即時の修正を可能にし、まさにそれによって刑務所の刑罰の意味を変質させる、二〇〇九年一月二四日の行刑法に由来する諸規定を廃止します。その上、刑罰適用判事によって宣告される修正が問題となる場合、この手続は、場合によってありうる修正の決定が、修正された形態の下ですら、刑罰がいかなる態様でも執行されない数ヶ月を要しうするため、刑の執行過程を緩慢にする結果をもたらししていました。

第三章は、刑事強制刑を創設する諸規定を含んでいます。本法案は、裁判所が自由に使える制裁手段を拡充し、よ

り有効な態様で、裁判所が被有罪宣告者に遵守すべき義務及び禁止を命じることを可能にするために、いかなる既存の刑罰も廃止することなく、新たな刑罰を創設します。

第八条は、このため、刑法典を修正します。

刑事強制刑は、この法典の新第一三一一―八二条によって規定されることとなります。

軽罪が五年以下の拘禁刑で処罰される場合、当該行為者の人格が個別化され強化された社会教育的支援を正当化する際には、刑事強制刑が可能でしょう。

刑事強制刑は、六ヶ月以上五年以下で裁判所によって定められた期間、刑罰適用判事の監督の下、監督及び援助の措置、並びに、対象者の社会内への統合または再統合を促進しつつ再犯を防止することを目的とした特別の義務及び禁止に服することを被有罪宣告者に義務づけるでしょう。これらの義務または禁止は、かくして、被有罪宣告者の人格、当該犯罪の状況、または、被害者の利益を保護する必要性によって正当化されるものです。

以下の特別な義務及び禁止が問題となるでしょう。

―被害者に生じた損害を賠償する義務、教育もしくは職業訓練を受ける義務、治療措置に服する義務、犯罪によって生じた損害を賠償する義務、市民訓育研修を受

講ずる義務、または、車輛運転の禁止、未成年者との日常的な接触を含む活動の禁止、特定の場所への立入禁止、特定の人との接触禁止、もしくは、武器の所持もしくは携帯の禁止といった、保護観察執行猶予に關して定められた義務及び禁止、

—公益奉仕労働に従事する義務（公的施設、地方公共団体またはアソシアシオンのために行われるもので、労働時間二一〇時間まで）、

—対象者が社会内司法監督が課される軽罪につき有罪宣告を受けた場合で、かつ、医学鑑定によつて対象者が治療の対象となりうると結論づけられた場合、治療命令。

これらの措置、義務及び禁止は、刑事訴訟法典によつて精確に示された条件の下でかつその態様に従つて、社会復帰・保護観察局、刑罰適用判事による被有罪宣告者の人格調査の後に、決定されるでしょう。これらの措置、義務及び禁止は、被有罪宣告者の評価に鑑み、刑の執行中、修正されうるでしょう。

第九条は、刑事訴訟法典の中に、刑事強制の執行態様に必要な詳細をもたらしめます。

とりわけ、被有罪宣告者は社会復帰・保護観察局による

評価の対象となることが定められます。この評価に基づいて、刑罰適用判事は、命令により被有罪宣告者に課される特別な義務及び禁止を確定することになります。

対象者の状況は、刑罰適用判事が以下のことができるように、社会復帰・保護観察局及び刑罰適用判事によつて、刑の執行中、定期的な、また、少なくとも一年に一度、再評価されるでしょう。

—保護観察に伴う義務を修正、強化、または消滅させること、

—保護観察刑が少なくとも一年間執行されている場合、この刑罰を終了させること。

被有罪宣告者による、課された措置、義務及び禁止の遵守、または、軽罪に関する新たな有罪宣告の場合、刑罰適用判事は、職権によりまたは共和国検事の請求に基づいて、監視の程度を強化し、または、被有罪宣告者に課される義務もしくは禁止を補充することができるでしょう。

この対応が刑罰の実効性を保証するのに不十分な場合、判事は、職権によりまたは共和国検事の請求に基づき、裁判所によつて宣告された刑事強制刑の期間の半分及び科される拘禁刑の上限を超えない期間、拘禁刑を被有罪宣告者に対して執行するため、理由を付した申請により、大審裁

判所の長または大審裁判所の長によって指名された判事に本件を付託します。この拘禁は、半自由、外部収容または電視監視の制度の下で執行されえます。

重罪または軽罪に関する対象者の新たな有罪宣告の場合、判決裁判所は、同様に、この拘禁の執行を命令する旨決定することができるでしょう。

第一〇条は、刑事強制刑が未成年者に適用されない旨規定しており、未成年者に関する刑法上の諸規定は、犯罪少年に関する一九四五年二月二日のオールドナンス第四五―七四号の管轄に属します。

第二編は、刑罰の執行体制を精確にし、被有罪宣告者の監視及び監督を強化するための諸規定に関するものです。

第一章は、刑罰の実施を支配する諸原理を扱っています。

第一条は、刑事訴訟法典の前文が有罪判決に至ることを可能にする手続に関する諸原則を扱っているのと同様に、刑罰が刑事裁判所によって宣告される度に刑罰の実施を支配すべき全ての原理を明確かつ矛盾なく同法典内に挿入するため、刑事訴訟法典第七〇七条を修正します。

新第七〇七条において、被害者の権利の尊重原則、刑罰の執行体制の合目的性、及び、自由の漸進的回復の原理が、相次いで精確に示されます。

まず、刑の執行中、被害者が有する以下の権利について、明記されます。

1° 自己の利益に対するあらゆる侵害を司法当局に提訴すること、

2° 損害賠償またはその他の適切な手段によって、自己の損害の補償を受けること、

3° 被害者が望む場合、本法典によって定められる場合にかつその条件において、自由剝奪刑の執行の終了について通知されること、

4° 場合によっては、自己の平穩及び安全を保証する必要性が顧慮されること。

司法当局は、これらの権利の尊重に配慮しなければなりません。

次に、自由剝奪及び制限刑の執行体制は、被有罪宣告者が社会の規範を遵守する、責任ある生活を送り、新たな犯罪の実行を回避することができるように、被有罪宣告者の社会統合または社会再統合の準備を目的とする旨が精確に示されます。この定式は、二〇〇九年一月二四日の行刑法現行第一条より精確かつより一貫したものであって、同条は従って廃止されます。

刑事訴訟法典第七〇七条の新たな起草は、他方で、これ

らの刑罰の執行体制が、被有罪宣告者の人格の変化に応じた、刑罰の執行に適応していなければならない旨を精確に示します。

最後に、再犯の要因である、いかなる形態の司法上の監視もなく釈放されるのを回避するため、自由剝奪刑の執行において収容される全ての被有罪宣告者が、可能となる度ごとに、既存の措置（半自由、外部収容、電子監視、仮釈放）、または、法案第二六条によつて創設される強制下釈放の新たな措置の枠内で、漸進的な自由回復の対象とならなければならない旨示されます。

第二章は、被有罪宣告者のケアに関する諸規定を含んでいます。

第一二条は、行刑公役務を保証しまたはこれに協力する機関または組織（行刑当局、国家及び地方自治体の他の機関、アソシアシオン、及び、公人または私人）が、それぞれ、この点につき、被有罪宣告者が自らの社会統合を容易にしうる全ての権利を有効に獲得するように留意しなければならぬ旨を精確に示すため、行刑法を修正します。

第三章は、被有罪宣告者の監視及び監督における行刑公役務の役割に関する諸規定に関するものです。

第一三条及び第一四条は、社会復帰・保護観察局の任務

を精確に示し、刑罰適用判事との関係を明確化するため、行刑法第一三条及び刑事訴訟法典第七二―一条を補充します。これらの職員は、被有罪宣告者の状況及び人格を定期的に評価し、被有罪宣告者に課される義務の尊重を監視する旨、精確に示されます。社会復帰・保護観察局は、その評価に応じて、被有罪宣告者のケアの態様を定めます。社会復帰・保護観察局は、そのケアについて、刑罰適用判事に通知した上で、これを実施します。

刑罰適用判事が、必要と思料する場合、被有罪宣告者の監視の強化に関する修正を行わせる旨を精確に示すため、デクレによつて、これらの規定は補完されることになるでしょう。

第四章は、司法の手にある者による義務違反の場合に警察及び憲兵の役割を強化するための諸規定について扱っています。

第一五条は、被有罪宣告者または司法統制処分下にある者による義務の遵守を監督するに際し、警察及び憲兵の果たす役割をよりよく識別するために、刑事訴訟法典に複数の修正をもたらします。

司法統制処分下にある者については、違反の疑いがある場合に、司法警察が対象者を留置できるようになる、義務

及び禁止のリストが拡充されます（例えば、次のような場合には、今後、留置が可能になるでしょう。即ち、予審判事または自由と拘禁判事によって定められた特定の場所への立ち入り禁止または場所的制限からの逸脱禁止に違反した場合、運転禁止、武器の所持または携帯禁止に違反した場合）。これらの規定は、同様に、電子監視付居住指定下に置かれた者にも適用されます。

被有罪宣告者については、現行では、刑罰適用判事の監督下に置かれた者に対してのみ留置が可能ですが、今後は、検事の監督下に置かれた者、とりわけ、（例えば、運転、特定の場所への立ち入り、特定の者との交際、武器の所持の）禁止刑の宣告を受けた者について、裁判所が禁止の不遵守の場合に科される拘禁刑の期間を定めた場合にも、留置が可能になります。

本条は、その他に、司法統制処分もしくは電子監視付居住指定下に置かれた者または被有罪宣告者が、武器の所持の禁止に服しているにもかかわらず、その住居または居所に武器を所持していることを疑わせる合理的根拠がある場合に、司法当局の許可を得た上で、司法警察が家宅搜索を行う可能性を導入します。

本条は、最後に、対象者のファイルに記載されなければ

ならない情報を補充することで、被有罪宣告者に課される義務及び禁止が治安部隊に十分に知らされるようにする旨、定めています。

第五章は、被有罪宣告者の監督、監視下での漸進的な自由回復を保証する諸規定に割り当てられています。

第一六条は、五年以下の刑罰を宣告された者が刑期の三分の二の執行を受けた場合、その者が管理下での釈放措置の恩恵を受ける理由があるかを評価するため、被有罪宣告者の状況を必要的に調査する手続を創設します。

執行された刑期が少なくとも残刑期の二倍に等しい場合、総計で五年以下となる一つまたは複数の自由剝奪刑の執行を受ける被有罪宣告者の状況について、必要的に、刑罰適用委員会で裁定を下す刑罰適用判事によって、従って、社会復帰・保護観察局、施設の長及び共和国検事の意見が聴取された後、調査される旨が刑事訴訟法典新第七二〇条の中に、規定されます。

この調査の後、刑罰適用判事は、理由を付した命令によって、次のいずれかを決定するでしょう。一つは、被有罪宣告者の強制下釈放措置です。この場合、刑罰適用判事は、その態様を定め、半自由、電子監視、外部収容または仮釈放の制度の下で執行される旨、決定するでしょう。も

う一つは、そのような措置を宣告しない旨の決定です。

最後に、新規定によって定められる期間内にその態様に従って、被有罪宣告者の状況の調査が行われない場合、控訴院刑罰適用部の長は、職権によりまたは被有罪宣告者もしくは共和国検事の付託に基づき、これらの措置の一つを命じることができ旨、精確に示されます。

これらの新規定は、自動的な仮釈放の枠組を創設するものではありませんが、迅速かつ適切な新系統の枠内で、必要的調査を創始します。

第一七条は、同様に、新第七三〇―三三条において、執行された刑期が少なくとも残刑期の二倍に等しい場合、総計で五年以上となる一つまたは複数の自由剝奪刑の執行を受ける被有罪宣告者の状況が、対審の後、もっとも対象者が反対することもありませんが、場合によってはありうる仮釈放の恩恵について裁定を下す刑罰適用判事または刑罰適用裁判所により必要的に調査される旨定めることよって、刑期の三分の二経過時点での長期刑の必要的調査を規定しています。対象者が無期懲役を宣告された場合、この審理は、一八年の拘禁後に行われなければなりません。

刑事訴訟法典新第七二〇条によって規定される被有罪宣告者の必要的調査の措置に鑑み、**第一八条**は、刑の修正の

単純化された手続（PSAP）及び刑の終了時の電子監視（SEFIP）に関する複雑かつ実効性に乏しいこの法典の規定を削除します。

第三編は、最後に、さまざまな調整規定を扱います。

第一九条は、経過法の規定であって、裁判所が、被有罪宣告者に対して、第六条から生じる新規定の適用前に自動的に介入する執行猶予の取消を免除するものです。

第二〇条は、刑事強制及び刑の修正に関する規定のように遅れて発効するいくつかの規定について定めています。

同条は、第一六条及び第一七条の規定の発効時に、既に刑期の三分の二以上に達している被有罪宣告者の状況を調査するため、刑罰適用裁判所に一年の期間を与えています。

第二一条は、本法が共和国領土全域に適用される旨規定します。

刑事強制刑がどの程度まで広がり、他の刑罰、特に保護観察付執行猶予に代わりうるのかを精確に示すため、とりわけ刑事強制刑の実施に関わる本法適用の評価報告書を本法公布後三年以内に、政府が議会に提出するという点には留意するべきでしょう。

資料

- (1) Projet de loi relatif à la prévention de la récidive et à l'individualisation des peines, présenté au nom de Jean-Marc AYRAULT, par Christiane TAUBIRA, enregistré à la Présidence de l'Assemblée nationale le 9 octobre 2013, n° 1413. なお、本法案を紹介したものととして、井上宜裕「再犯予防及び刑の個別化に関する法案第一四一三号」法政研究八四巻四号九七五頁以下参照。
- (2) Loi n° 2014-896 du 15 août 2014 relative à l'individualisation des peines et renforçant l'efficacité des sanctions pénales.